

2018年(平成30年)11月24日(土曜日)

サブリース問題

実態の徹底した把握が先決だ

社説

業者に勧められ、安易にアパート経営に乗り出す人が多い現状に、警鐘を鳴らす必要がある。

国土交通省は、不動産業者が賃貸住宅を一括して借り上げ、入居者に転貸する「サブリース」契約の実態

調査に乗り出す。

入居者が集まらず、想定した賃収入を得られない例が相次いでいるためだ。中には建設費のローン返済に窮する家主もいる。

国交省はサブリース契約の現状把握を急ぎ、トラブルがこれ以上広がらないよう有効な対策を講じ

を対象とした登録制度を設けていが、あくまで任意である。未登録業者を含めて、全国で3万社を数えるとされているが、実態は不明という。政府が業界の全体像を把握していない実情は、あまりにも心もとない。

国交省の実態調査は、未登録業者も対象とし、具体的な業務内容などを調べる。その上で、業者の登録の義務化も検討するという。トラブルの抑止へ、実効性のある仕組みにすることが肝心だ。

こうした契約自体に問題はない。ただ、賃貸需要の乏しい地方を中心に、空室が増え、家賃の減額を迫られるケースも目立つ。全国の消費者センターなどに寄せられたサブリース関連の相談は、2017年度で365件と3年連続で増加している。

相談には、家賃の減額のほか、契約後、業者と連絡が取れなくなっているといった悪質な例もある。国交省は、サブリース業者などを対象とした登録制度を設けていが、あくまで任意である。未登録業者を含めて、全国で3万社を数えるとされているが、実態は不明という。政府が業界の全体像を把握していない実情は、あまりにも心もとない。

国交省はサブリース契約の現状把握を急ぎ、トラブルがこれ以上広がらないよう有効な対策を講じ

ていくことが求められる。

相続税の節税対策などを目的に、不動産業者とサブリース契約を結び、賃貸住宅を建設する土地所有者が近年、増えている。

こうした契約自体に問題はない。ただ、賃貸需要の乏しい地方を中心に、空室が増え、家賃の減額を迫られるケースも目立つ。全国の消費者センターなどに寄せられたサブリース関連の相談は、2017年度で365件と3年連続で増加している。

相談には、家賃の減額のほか、契約後、業者と連絡が取れなくなっているといった悪質な例もある。国交省は、サブリース業者などを対象とした登録制度を設けていが、あくまで任意である。未登録業者を含めて、全国で3万社を数えるとされているが、実態は不明という。政府が業界の全体像を把握していない実情は、あまりにも心もとない。

国交省の実態調査は、未登録業者も対象とし、具体的な業務内容などを調べる。その上で、業者の登録の義務化も検討するという。トラブルの抑止へ、実効性のある仕組みにすることが肝心だ。